

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和3年（2021年）7月27日（諮問第211号）

答申日：令和4年（2022年）3月24日（答申情第170号）

事案名：平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容の根拠等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容の根拠等が分かる文書について、令和3年（2021年）5月14日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 令和3年（2021年）3月31日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求を行った。

平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答の「県らが主張した『表現力』をどのように思うのか」ということにつきまして、感覚障害の検査は、その検査法の性質上、基本的に被検者の応答に頼らざるを得ません。例えば、刺激に対しては、感じたらすぐ、どのような感じを、どの部分で感じたかなどを答えるようにさせる必要があります。このような言葉で表現するかが重要になるため用いたもの」との記載に関し、

- ① 被検者の「表現力」により、検者（検診医）が感覚障害の検査に支障を生じることがあったのか。この支障が分かる文書。（以下「本件請求文書①」という。）
- ② ①のことを、検診医は熊本県にどのように伝えたのか。この伝えられたことが分かる文書。（以下「本件請求文書②」という。）
- ③ ②を受けて、同県はどのような指示をしたのか。この指示が分かる文書。（以下「本件請求文書③」という。）

また、この回答の「県らが主張した『社会的・政治的ストレス』をどのように思うのか」ということにつきまして、感覚障害が心理的影響によって生じる場合があることが医学書に記載されており、心理的影響の例として挙げたもの」との記載に関し、

- ④ この医学書名及び「政治的ストレス」等の記載が分かる文書。（以

下「本件請求文書④」という。)

⑤ ④の医学書の著者は、水俣病に関してどのくらいの学識をもっていたのか。この学識が分かる文書。(以下「本件請求文書⑤」という。)

⑥ ④の影響により、検診医が感覚障害の検査に支障を生じることがあったのか。この支障が分かる文書。(以下「本件請求文書⑥」という。)

2 令和3年(2021年)5月14日、実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。

3 令和3年(2021年)7月1日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。

4 令和3年(2021年)7月27日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 熊本県は、被検者(認定申請者)に対して公的検診として、感覚障害の検査においては「刺激に対して、感じたらすぐ、どのような感じを、どの部分で感じたかを答えるようにさせる」とのことで、検者(検診医)に行わせており、認定申請者に関する情報を検診医から知り得る立場にいるため、実施機関が不存在による不開示とした支障が分かる文書や伝えたことが分かる文書(本件請求文書①から③及び⑥)などは存在したはずである。そうでなければ、水俣病審査課長からの回答は意味のないものである。実施機関はこれを特定し、開示することを求める。

(2) 実施機関がいう「医学書は書籍であり、熊本県情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しない。」とのことであっても、被告人国(環境省)及び熊本県が主張する「社会的・政治的ストレス」は、書籍としての医学書から引用したものであるから、同機関は学識が分かる文

書と支障が分かる文書（本件請求文書④及び⑤）を明らかにすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

1 本件請求文書①から③及び⑥について

当該文書を作成又は取得しておらず、文書は存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

2 本件請求文書④及び⑤について

医学書は書籍であり、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書①から③及び⑥について

実施機関に対し、被検者の「表現力」や「社会的・政治的ストレス」が感覚障害の検査結果に反映されるかについて言及した文書はあるのかを確認したところ、「表現力」の記載は、感覚検査が、被検者の応答によって感覚障害の有無や程度を確認することから、どのような言葉で表現・応答するかが重要になるため用いたものであり、また、「社会的・政治的ストレス」の記載については、感覚障害が心理的影響によって生じる場合があることが医学書に記載されていることから、心理的影響の例として社会における様々なストレスを挙げたものであるため、そのような文書は作成・保有していないということであった。

また、感覚検査は、神経疾患の検査の中でも最も難しいものの1つであるとされていることから、感覚検査においては、神経疾患を専門とする医師を検診医として選任しており、検査の実施にあたり、被検者の「表現力」や「社会的・政治的ストレス」による影響について、実施機関と検診医の間で判断基準の設定や口頭での相談等のやりとりは行っていないということであった。

以上のことから、本件請求文書①から③及び⑥に該当する行政文書は存在しないという実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件請求文書①から③及び⑥に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 本件請求文書④及び⑤について

実施機関に確認したところ、本件請求に係る医学書は、「森田浩之『見わけが肝心、不定愁訴』（日本医事新報社、2010）」及び「ベンジャミンJ. サドック、バージニアA. サドック『カプラン臨床精神医学テキスト』（株式会社メディカル・サイエンス・インターナショナル、2004）」とのことであった。実施機関によると、水俣病審査課長名の回答を行うに当たって、当該医学書名を記載した文書は作成しておらず、当該医学書に「社会的・政治的ストレス」に関連する記載はあるものの、当該部分を引用した文書の作成又は複写による保有はしていないとのことであり、また、当該医学書には、著者の略歴に係る記載はあるが、当該部分を引用した文書の作成又は複写による保有はしていないということであった。

以上のことから、本件請求文書④及び⑤に該当する行政文書は存在しないという実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件請求文書④及び⑤に係る不存在による不開示決定は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年（2021年）7月27日	・ 諮問（第211号）
令和3年（2021年）12月24日	・ 審議
令和4年（2022年）1月28日	・ 審議
令和4年（2022年）2月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		徳永	達哉
委	員	甲斐	郁子
委	員	関	智弘
委	員	詫間	幸江